

# 秋田県職務育成品種要綱

制定 平成19年3月30日農畜-5000

## (趣旨)

第1条 この要綱は、職務育成品種を適正に管理し、品種登録及び種苗の利用権の許諾等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 品種

種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する品種をいう。

### (2) 育成

法第3条第1項に規定する育成をいう。

### (3) 品種登録

法第3条第1項に規定する品種登録をいう。

### (4) 職員

農業試験場、果樹試験場、水産振興センター、林業研究研修センター及び総合食品研究センター（以下「研究機関」という。）に所属し、又は所属したことのある者をいう。

### (5) 職務育成品種

職員が育成した品種でその育成がその性質上当該職員に係る研究機関の業務の範囲に属し、かつ、その育成に至った行為が当該職員の職務に属するものをいう。

### (6) 利用権等

法第26条第1項の規定による通常利用権及び法第5条の規定による品種登録出願をし出願公表となった職務育成品種に係る利用権をいう。

### (7) 主要農作物

稻、大麦、小麦及び大豆をいう。

### (8) 自家増殖

品種の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いることをいう。

## (育成の申出等)

第3条 職員は、その職務に関連して品種の育成をしたときは、速やかに、研究機関の長（以下「場長等」という。）に申し出なければならない。この場合において、当該品種の育成が二人以上の職員の共同によりなされたときは、これらの代表者が共同育成者を明記の上申し出なければならない。

2 職務に関連して品種の育成をした職員（以下「育成者」という。）は、当該品種につ

いて、第4条第2項の規定により品種登録の出願をしない旨の決定があるまで、品種登録出願をしてはならない。

- 3 育成者は、当該品種について、県以外の者に品種登録出願をさせ、又は県以外の者に法第2条第5項に規定する利用（以下「利用」という。）を許諾し、若しくは自ら利用をしてはならない。

（出願の決定等）

第4条 場長等は、前条の規定による申し出があったときは、当該品種について職務育成品種の認定の可否を決定し、その旨を育成者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

- 2 場長等は、前項において職務育成品種と認定した品種について、品種登録の出願の可否等を決定し、その旨を育成者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。
- 3 場長等は、前2項の規定による決定に当たっては、あらかじめ第5条第1項の職務育成品種審査会において意見を聞くものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による報告があったときは、速やかに品種登録の出願を行うものとする。

（審査会）

第5条 知事は、第3条の規定による申し出のあった品種等に関する重要事項を調査審議させるため、秋田県職務育成品種審査会（以下、「審査会」という。）を開催する。

- 2 審査会は、農林水産部長が指名する委員及びアドバイザーで組織する。
- 3 審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（育成者権の移転等）

第6条 第4条2項に基づき品種登録出願することを決定した時に、知事が品種登録を受ける地位を取得する。

- 2 場長等は、職員等が第3条第2項及び第3項の規定に違反して品種登録の出願をし、又は品種登録を受けたことを知ったときは、当該品種について職務育成品種の認定の適否を決定した上で、職務育成品種と認定した品種については、その出願者の名義の県への変更の適否又は育成者権の県への移転の適否を決定し、その旨を当該職員に通知するとともに、知事に報告するものとする。
- 3 前項の規定により出願者の名義を県に変更する旨又は育成者権を県に移転する旨の決定の通知を受けた職員は、出願者の名義変更又は育成者権の移転を承諾する旨を記載した書面を場長等を経由して知事に提出しなければならない。
- 4 第4条第3項の規定は、第1項の規定により出願者の名義の県への変更の適否又は育成者権の県への移転の適否を決定する場合について準用する。

（種苗の利用権等の許諾）

第7条 知事は、農業の振興に資すると判断されるときは、県が育成者権者となった職務育成品種（以下「登録品種」という。）に関し、法第26条第1項の規定による通常利

用権の許諾を行うことができる。

- 2 通常利用権の許諾を行ったときは、許諾を受けた者から、その生産譲渡実績等に応じて許諾実施料を徴収するものとする。
- 3 法25条第1項に基づく専用利用権の設定は、原則として行わないものとする。
- 4 知事は、第3条第3項に違反して品種が利用されていることを知ったときは、直ちに品種の利用を中止させるとともに、利用されている品種の種苗及び生産された種苗の回収を行う。
- 5 前4項の規定は、県が品種登録出願をし出願公表となった職務育成品種及び出願者の名義を県に変更した職務育成品種で出願公表となったもの（以下「出願品種」という。）の利用権について準用する。

#### （種苗生産に係る原種苗の譲渡）

第8条 知事は、種苗生産に係る職務育成品種の原種苗の譲渡を希望する者から申請があったときは、秋田県財務規則（昭和39年2月25日秋田県規則第4号）第366条により原種苗を譲渡するものとする。

- 2 知事は、利用権等の許諾をしていない職務育成品種について、種苗生産に係る原種苗の譲渡を希望する者から申請があったときは、当該品種の原種苗を譲渡することができる。ただし、県内の農業生産の振興に資する等、必要と認める場合に限る。
- 3 原種苗の譲渡に当たっては、場長等と申請を行った者において、種苗売買契約の締結を行う。
- 4 主要農作物の種子の取扱いについては、本条は適用せず別に定めるものとする。

#### （農作物生産に係る種苗の譲渡）

第9条 知事は、職務育成品種の利用権等の許諾を受ける者がいない等、その他特に必要と認める場合において、職務育成品種の農作物生産に係る種苗の譲渡を希望する者から申請があったときは、財務規則第366条により試験研究機関において保管する種苗を直接譲渡することができるものとする。

- 2 知事は、県内の農業生産の振興に資するため、専ら種苗の生産譲渡を行う県有施設において職務育成品種の種苗を生産し譲渡することができるものとする。
- 3 前2項により職務育成品種の種苗を譲渡するとき又は職務育成品種の種苗を生産し譲渡するときは、別に定める品種利用料を徴収するものとする。ただし、登録品種及び出願品種に限るものとし、許諾契約を締結している場合徴収しないものとする。

#### （品種登録等の通知）

第10条 知事は、職務育成品種について品種登録を受けたときは、その旨を育成者及び場長等に通知するものとする。職務育成品種について出願者の名義を県に変更したとき又は育成者権を県に移転したときも、同様とする。

- 2 知事は、登録品種及び出願品種に関し利用権等の許諾による収入及び品種利用料の収入があったときは、その収入額を育成者及び場長等に通知するものとする。

#### (職員の報告義務)

- 第11条 第4条第2項の規定により品種登録の出願をしない旨の決定の通知を受けた職員は、当該職務育成品種について次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を速やかに場長等を経由して知事に報告しなければならない。
- (1) 品種登録の出願をしたとき。
  - (2) 育成をした者の地位を第三者に承継させたとき。
  - (3) 品種登録を受けたとき。
  - (4) 育成者権を移転したとき。
  - (5) 品種登録の消除がなされたとき。
  - (6) 法第25条第1項の規定による専用利用権（以下「専用利用権」という。）の設定又は通常利用権の許諾をしたとき（当該専用利用権若しくは通常利用権を更新し、又はその内容を変更した場合を含む。）。
- 2 第6条第1項の規定により育成者権を県に移転しない旨の決定の通知を受けた職員は、当該職務育成品種について前項第4号から第6号までのいずれかに該当したときは、その旨を速やかに場長等を経由して知事に報告しなければならない。

#### (登録補償金等の支払)

- 第12条 知事は、職務育成品種について、県が品種登録を受けたとき、又は育成者権を県に移転したときは、別に定めるところにより、当該職務育成品種の育成をした職員に対し登録補償金を支払うものとする。
- 2 知事は、登録品種について県に通常利用権の許諾による収入があったときは、別に定めるところにより、当該職務育成品種の育成をした職員に対し実施補償金を支払うものとする。
- 3 前項の規定は、出願品種の実施補償金について準用する。
- 4 前2項の規定は、第9条により県が種苗を譲渡した場合の品種利用料の収入があったときも同様とする。

#### (品種登録の継続及び中止)

- 第13条 知事は、国に納付した品種登録料に係る品種登録期間が終期を迎える前々年度までに、品種登録の継続又は中止を決定するものとする。
- 2 知事は、職務育成品種について品種登録を継続する必要がないと決定し法第45条第1項の登録料を納付しないことを決定したときは、同条第6項の期間が経過する日の30日前までに、その旨を育成者及び場長等に通知するものとする。

#### (秘密の保持)

- 第14条 育成者、その他の関係職員及び当該品種の現地試験を担当した農家等は、その職務上知り得た育成をした品種に関する事項について、法13条第1項の規定による出願公表がなされる等育成者及び県の利害に影響を及ぼすことがなくなるときまで、その秘密を守らなければならない。

(死亡または転退職の後の取扱い)

第15条 この要綱は、職員が死亡した後はその相続人について準用する。

2 この要綱は、職員が退職した後についても準用する。

(試験研究用材料等としての種苗の譲渡)

第16条 場長等は、種苗が次の各号のいずれかに供される場合は、試験研究機関において保管する種苗を直接譲渡することができる。

- (1) 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び公設の試験研究機関において試験研究用材料として利用される場合
  - (2) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校及び高等学校において教育用材料として利用される場合
  - (3) 市町村において試験的な品種導入として利用される場合
  - (4) 民間の事業者においては別に定める「民間事業者への種苗生産の知見提供に関する取扱方針」により譲渡を決定した場合
  - (5) そのほか場長等が特に必要があると認めた場合
- 2 場長等は、前項の規定に基づき種苗を譲渡する場合は、譲渡しようとする者と譲渡契約を締結し、無償で譲渡するものとする。ただし、場長等が特に必要と認めたときは、有償で譲渡することができるものとする。
- 3 場長等は、譲渡した種苗が第1項の用途以外に利用されることのないよう、所要の措置を講ずるとともに、特に必要があると認めたときは、種苗を譲渡した者に対し、報告を求めることができるものとする。

(育成者権者による自家増殖の許諾)

第17条 知事は、県農業の振興に資すると判断されるときは、自家増殖の許諾を行うことができるものとする。

- 2 自家増殖の許諾を行ったときは、許諾を受けた者から、その自家増殖計画等に応じて許諾実施料を徴収することができるものとする。
- 3 知事は、自家増殖を許諾した品種がその特性を失った場合や不適切に利用されていることを知ったときは、直ちに品種の利用を中止させができるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、職務育成品種の品種登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成19年3月30日農畜－5000）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱の施行の際現に品種登録を受けている職務育成品種の育成をした職員に対

しては、第12条の規定の例により、登録補償金及び実施補償金を支払うものとする。

この要綱は、平成21年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から一部改正施行する。

第9条の品種利用料は、平成25年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成25年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成26年8月18日から一部改正施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から一部改正施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から一部改正施行する。